

北海道精神科リハビリテーション研究会会則

(名称)

第1条 本会は、北海道精神科リハビリテーション研究会と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局を医療法人社団博仁会おおえメンタルクリニックゆうにおく。

(目的)

第3条 本会は、北海道における精神科リハビリテーションの発展と向上を図ると共に、リハビリテーションに関する学術研究の促進および会員相互の交流の推進を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業をおこなう。

- 1 年次研究会・総会、講演会、および研修会等の開催。
- 2 会員の交流による情報交換、知識技術に関する事業。
- 3 精神科リハビリテーション施設の向上に関する事業。
- 4 機関紙、あるいは印刷物の発行。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業。

(上記事業については幹事会において審議する)

(会員)

第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。

(幹事)

第6条 本会の事業を運営するために、顧問2名、会長1名、事務局長1名、幹事、および監事若干名をおく。

第7条 幹事は以下の任務を分掌する。

- 1 会長は、本会を代表する。
- 2 事務局長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は会員総会の議決に基づいて、会務を執行する。
- 4 幹事は会員総会で承認され、任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 監事は、会務・経理を監査する。

(会計)

第9条 会の運営に関する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第10条 会費は、幹事会がこれを決定する。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則)

第12条 会則の変更は会員総会の承認を経て行われるものとする。

(附則) 本会則は、2001年10月20日より施行する。

本会則は、2008年4月19日一部改訂する。

本会則は、2012年5月1日一部改訂する。